

(写)

埼労基発1013第1号
令和3年10月13日

各 位

埼玉労働局労働基準部長

食品スーパー及び総合スーパーにおける労働災害防止に向けた
より一層の取組について（協力依頼）
～転倒等による労働災害が多発しています～

平素より、労働安全衛生行政の推進につきましては、格段の御理解・御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、労働災害を減少させるために国が重点的に取り組む事項を定めた第13次労働災害防止計画（平成30年度から令和4年度までの5か年計画）において、小売業は特に労働災害が増加傾向にある重点業種として取り組んでいるところです。

しかしながら、管内における昨年の小売業における死傷災害（休業4日以上労働災害をいう。以下同じ。）は790件と前年比で10.3%増加しております。また、全国で発生している労働災害の内訳を見ると、転倒による災害が最も多くなっており、骨折などにより1か月以上の休業となるものが約6割に達するなど、厚生労働省及び埼玉労働局としては労働災害の重点業種と位置づけております。

こうした小売業の中でも、特に食品スーパー及び総合スーパーにおいて労働災害が多発しています。貴団体の業種では、現在、新型コロナウイルス感染防止に総力を挙げて取り組まれていることと存じますが、お客様の安全・安心と同時に、転倒災害の防止など従業員が安心して安全に働き続けられる環境を作ることが、事業を継続する上での重要な経営課題であると考えられ、女性や高齢者が益々活躍できる社会の実現のためにも大変重要な課題です。

貴団体におかれましては、傘下の会員などの関係者に対し、下記を参照、活用いただき、情報が行き渡るよう広く周知いただくとともに、労働災害防止に向けたより一層の取組の推進を図っていただきますよう、よろしくごお願い申し上げます。

記

1 労働災害の特徴と現況の周知について

小売業のうち、特に労働災害件数の多い「食品スーパー」及び「総合スーパー」における主な特徴は以下のとおりであり、別紙を活用した会員、関係者への周知により、労働災害発生状況が共有されますようお願いいたします。

- ① 「転倒」による災害が全体の34.5%と最も多く、被災者の約9割が女性であること。
- ② 転倒災害の7割が骨折を伴い、約6割が休業見込期間1月以上と重傷化の傾向があること。
- ③ 年齢別では、50代以上の女性の転倒災害が多いこと。
- ④ 転倒災害は、店舗内での「つまづき」、バックヤードでの「滑り」によるものが多いこと。

2 重点的に取り組んでいただきたい事項

(1) 企業単位での取組の促進

事業場（店舗）の労働災害発生状況を把握・原因の分析を行い、発生状況に応じた労働災害防止の重点事項を定め、取り組まれるようお願いいたします。多店舗展開する企業においては、各店舗の状況を把握し、本社主導による企業全体での取組をお願いします。

(2) 転倒災害の防止

最も多発している転倒災害は、濡れた床面、段差、手すりのない階段などの設備面、走るなどの不安全な行動、加齢による運動機能の低下など、複合的な原因で発生します。このため、従業員の不注意ということで片付けることなく、設備面の改善、不注意な行動の防止、日頃からの運動を含めた職場での健康増進などの取組を、以下の4点を重点に従業員の方々の参画のもとで取り組んでいただくようお願いいたします。

- ① 4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）
- ② 危険の見える化（転倒の危険がある場所を分かりやすく表示する）
- ③ すべりにくい靴（耐滑性の高い防滑靴）の着用
- ④ 転倒予防体操の実施

(3) 腰痛災害の予防について

食品スーパーや総合スーパーでは、転倒災害に加えて腰痛災害も多く発生していますので、(4)のウも活用いただき、腰痛予防にも取り組んでいただきますようお願いいたします。

(4) 小売業の労働災害防止の取組において活用いただけるツール等

各企業における重点項目に応じ以下のツールの活用をお願いします。

ア 全般的な取組について

- ・「職場の危険の見える化」を行うための実践的なマニュアルで、ダウンロードが可能なイラストで構成される「職場の危険の見える化（小売業、飲食業、社会福祉施設）実践マニュアル」

【掲載場所】 <https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/mieruka.pdf>

- ・多店舗展開する小売業において、企業本社・本部が各店舗を含めて企業全体としてリスクアセスメントを、効果的・実践的に行う手法としての「多店舗展開企業（小売業）でのリスクアセスメントマニュアル」

【掲載場所】

https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/RA_tatenpo_kouri.pdf

- ・高年齢労働者の特性を考慮した対策「エイジフレンドリーガイドライン」

【掲載場所】 <https://www.mhlw.go.jp/content/000691521.pdf>

- ・高年齢労働者を雇用する事業者が、労働災害防止のために設備改善などを行った場合にその費用の一部を補助する補助金（エイジフレンドリー補助金）

【掲載場所】 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09940.html

- ・労働者の身体機能と労働災害発生との関連性に着目し、運動習慣の定着や健康づくりを推進するための「安全で安心な店舗・施設づくり推進運動の広報及び運動習慣定着支援等事業」（厚生労働省委託事業）※令和3年10月から参加企業の募集を開始予定

【掲載場所】

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/information/sanjisangyo.html>

- ・個人向運動プログラムや栄養指導プログラム等を実施するための「事業場における労働者の健康保持増進計画助成金」

【掲載場所】

<https://www.johas.go.jp/sangyouhoken/tabid/1945/Default.aspx>

イ 転倒災害防止の取組について

- ・転倒防止に関するセミナー、教材、ツール集など（STOP！転倒災害プロジェクト）

【掲載場所】

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111055.html>

- ・転倒予防体操動画（厚労省が研究者と協力して開発したもの）

【掲載場所】 <https://www.youtube.com/watch?v=9jCi6oXS8IY>

- ・厚生労働省・日本安全靴工業会・日本プロテクティブスニーカー協会作成リーフレット「転倒予防のために適切な靴を選びましょう！」

【掲載場所】 <https://www.mhlw.go.jp/content/000836595.pdf>

- ・消費者庁チラシ「毎日が＃転倒予防の日～できることから転倒予防の取り組みを行いましょう～」（令和3年10月6日）

【掲載場所】

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_055/

- ・消費者庁注意喚起「10月10日は「転倒予防の日」、高齢者の転倒事故に注意しましょう！～転倒事故の約半数は住み慣れた自宅で発生しています～」(令和2年10月8日)

【掲載場所】

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_040/assets/consumer_safety_cms204_201008_01.pdf

- ・政府広報「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」(令和3年6月21日)

【掲載場所】 <https://www.gov-online.go.jp/useful/article/202106/2.html>

ウ 腰痛災害防止の取組について

- ・職場における腰痛予防対策を進めるために策定された「職場における腰痛予防対策指針」

【掲載場所】 <https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/youtsuushishin.html>

- 3 創意工夫による効果的な労働災害防止活動に係る好事例の収集と横展開について
貴団体での労働災害防止活動の好事例の収集と横展開を図っていただくようお願いいたします。好事例の展開に当たっては、職場の安全を応援する情報発信サイトである「職場のあんぜんサイト」(URL：<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/>)を積極的に活用ください。同サイトでは、労働災害統計、各種教材・ツールなどを取り上げるとともに、事業者の皆様に参加いただいで実施する以下の「見える化」等の取組を行っております。

- ア 労働災害を無くして、「働く人」、「企業」、「家族」が元気になる職場を創るプロジェクトである「安全プロジェクト」への参加(随時参加募集中)

(URL：<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/index.html>)

- イ 事業場等で実施されている労働災害防止活動の『「見える」安全活動コンクール』(今年度の募集は終了、令和4年は8月から募集予定。)

(URL：<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/concour/index.html>)